

規程類必須項目確認書

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名：	デジタル・スキル研修&就労支援を通じたシングルマザーのエンパワーメントと地域格差の解消
団体名：	一般社団法人グラン日本
過去の採択状況：	通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類（定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。）に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

（注意事項）
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。<https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎後日提出する規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類		提出時期（選択）	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程						
(1) 開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	社員総会運営規程	第3条		
(2) 招集権者		公募申請時に提出	社員総会運営規程	第2条		
(3) 招集理由		公募申請時に提出	社員総会運営規程	第3条		
(4) 招集手続		公募申請時に提出	社員総会運営規程	第4条		
(5) 決議事項		公募申請時に提出	社員総会運営規程	第9条		
(6) 決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	社員総会運営規程	第10条		
(7) 議事録の作成		公募申請時に提出	社員総会運営規程	第14条		
(8) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			—	—		
●理事会の構成						
(1) 理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事会運営規則	第9条		
(2) 理事の構成 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規則	第9条		
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。						
(1) 開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	理事会運営規則	第3条		
(2) 招集権者		公募申請時に提出	理事会運営規則	第4条		
(3) 招集理由		公募申請時に提出	理事会運営規則	第3条		
(4) 招集手続		公募申請時に提出	理事会運営規則	第3条		
(5) 決議事項		公募申請時に提出	理事会運営規則	第16条		
(6) 決議（過半数か3分の2か）		公募申請時に提出	理事会運営規則	第9条		
(7) 議事録の作成		公募申請時に提出	理事会運営規則	第13条		
(8) 特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規則	第8条		
●理事の職務権						
JANPIAの定款（第29条 理事の職務及び権限）に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	職務権限規程	II組織 III決裁権限		
●監事の監査に関する規程						
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	内部監査規程	第3条 第4条		
●役員及び評議						
(1) 役員及び評議員（置いている場合にのみ）の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第3条、第4条		
(2) 報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第5条		

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	Code of Conduct(行動規範)	2 人権の尊重
(2) 法令遵守（暴力団、反社会的勢力の排除）		公募申請時に提出	Code of Conduct(行動規範)	1 行動規範の管理運営
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	Code of Conduct(行動規範)	3 誠実、公明な業務行為
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	Code of Conduct(行動規範)	4 個人としての行為
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	Code of Conduct(行動規範)	3 誠実、公明な業務行為
(6) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	Code of Conduct(行動規範)	3 誠実、公明な業務行為
(7) 個人情報の保護		公募申請時に提出	プライバシーポリシー(個人情報保護方針)	プライバシーポリシー(個人情報保護方針)
● 利益相反防止に関する規程				
(1) -1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・ 倫理規程 ・ 理事会規則 ・ 役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・ 就業規則 ・ 審査会議規則 ・ 専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第4条
(1) -2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第3条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	利益相反防止に関する規程	第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会（外部委員は必須） 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口（外部窓口の設置が望ましい）	内部通報（ヘルプライン）規程	公募申請時に提出	公益通報者保護規程	第1条、第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護規程	第9条
● 組織（事務局）に関する規程				
(1) 組織（業務の分掌）	事務局規程	公募申請時に提出	職務権限規程	II組織
(2) 職制		公募申請時に提出	職務権限規程	II組織 III決裁権限
(3) 職責		公募申請時に提出	職務権限規程	II組織 III決裁権限
(4) 事務処理（決裁）		公募申請時に提出	職務権限規程	III決裁権限
● 職員の給与等				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第4条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第4条、第5条、第7条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第3条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第8条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1～4の書類が情報公開の対象に定められていること 1 定款 2 事業計画、収支予算 3 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第3条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第19条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第4条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第2条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、第17条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第7-12条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第18条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第6章
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第6章

一般社団法人グラミン日本 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人グラミン日本と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的・理念・事業)

第3条 当法人は、貧困その他生活に困窮する者に対する少額の貸付けその他の金融サービス（以下「マイクロファイナンス」という。）及びそれに付随・関連する活動の推進を通じて貧困の解消に貢献することを目的とする。

2 当法人は、ユネス・ソーシャルビジネス 7 原則（①利益の最大化ではなく、社会問題の解決こそが目的であること、②財務的に持続可能であること、③投資家は投資額を回収するが、それ以上の配当は分配されないこと、④投資額以上の利益は、ソーシャルビジネスの拡大や改善のために使うこと、⑤環境へ配慮すること、⑥スタッフは標準以上の労働条件・給料を得ること、⑦楽しみながら仕事をする事）に基づいて運営を行う。

3 当法人は、第1項の目的を達成するために、主たる事業として、次の特定非営利活動として行われる貸付けとしてのマイクロファイナンス及びそれに付随・関連する活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

4 当法人は、第1項の目的を達成するために、付随して次の事業を行う。

- (1) 前項に該当しないマイクロファイナンスの実施及びそれに付随・関連する活動
- (2) グラミン日本、マイクロファイナンス及び貧困問題に関する普及啓発活動
- (3) グラミン日本、マイクロファイナンス及び貧困問題に関する人材の教育、育成
- (4) グラミン日本、マイクロファイナンス及び貧困問題に関する調査、研究
- (5) グラミン日本、マイクロファイナンス及び貧困問題に関する教育、研修、セミナー、講演会等の実施
- (6) グラミン日本、マイクロファイナンス及び貧困問題に関する出版物等の執筆、発刊
- (7) グラミン日本、マイクロファイナンス及び貧困問題に関する情報提供、政策提言
- (8) グラミン日本、マイクロファイナンス及び貧困問題に関する支援団体、研究・教育機関、企業等との連携・協力
- (9) グラミン日本、マイクロファイナンス及び貧困問題に関する職業紹介事業

(10) その他前各号に関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示してする。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した者
- (2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者

(入会)

第6条 当法人の正会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員は、理事会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡若しくは失踪の宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 当該正会員が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員であることが判明したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 正会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品

は、これを返還しない。ただし、前条第4号により会員資格を喪失したときを除く。

第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 正会員は各1個の議決権を有する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 役員の報酬の額又はその基準
- (4) 各事業年度の決算報告及び計算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により理事長がこれを招集する。理事長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

2 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第17条 社員総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 正会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員は、前項の議事録に署名又は記名捺印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうちから、理事長1名を定め、理事長をもって代表理事とする。
 - 3 理事のうちから、会長1名及び担当理事若干名を定めることができる。4 会長及び担当理事をもって一般法人法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長及び担当理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 理事のうち、他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第24条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 会長及び担当理事は、理事会の決定したところに従い、当法人の業務を執行する。
- 3 会長、理事長及び担当理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事

会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(報酬)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

第29条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 当法人は、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第30条 当法人に、名誉会長、顧問及び相談役若干名をおくことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、学識経験者の中から理事会において任期を定めて選任する。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会において意見を述べることができる。
- 4 名誉会長、顧問及び相談役の報酬については理事会で決定する。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、理事長及び担当理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (6) 一般法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第36条 理事が理事会の決議目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第24条第3項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第6章 事務局

(事務局)

第38条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定める。

第7章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第39条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第40条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第41条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第8章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は毎年10月1日から翌年9月末までの年1期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第43条 理事長又は理事は、毎事業年度、一般法人法第124条第1項の監査を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）並びに事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第44条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(特別の利益の禁止)

第46条 当法人は、当法人の会員、役員、使用人若しくは基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、特定非営利活動として行われる貸付け又は生活困窮者を支援するための貸付けを行うことを主たる目的とする法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

施行 平成29年8月9日

改正 令和2年7月10日

履歴事項全部証明書

東京都中央区日本橋室町一丁目8番7号東信室町ビル4階
一般社団法人グラミン日本

会社法人等番号	0100-05-027298	
名 称	一般社団法人グラミン日本準備機構	
	一般社団法人グラミン日本	平成30年 9月13日変更 ----- 平成30年 9月13日登記
主たる事務所	東京都中央区日本橋一丁目8番3号第四江戸橋ビル5階	平成30年 7月10日移転 ----- 平成30年 7月12日登記
	東京都中央区日本橋本町一丁目3番2号山崎ビル1階	令和 2年 6月 7日移転 ----- 令和 2年 6月 9日登記
	東京都中央区日本橋室町一丁目8番7号東信室町ビル4階	令和 4年 1月 1日移転 ----- 令和 4年 1月11日登記
法人の公告方法	主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示して する。	
法人成立の年月日	平成29年8月9日	
目的等	(目的・事業) 1 当法人は、<u>貧困その他生活に困窮する者に対する少額の貸付けその他の金融サービス（以下「マイクロファイナンス」という。）の推進を通じて貧困の解消に貢献することを目的とする。</u> 2 当法人は、第1項の目的を達成するために、主たる事業として、次の特定非営利活動として行われる貸付けとしてのマイクロファイナンスを行う。 (1) <u>保健、医療又は福祉の増進を図る活動</u> (2) <u>まちづくりの推進を図る活動</u> (3) <u>男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</u> (4) <u>子どもの健全育成を図る活動</u> (5) <u>経済活動の活性化を図る活動</u> (6) <u>職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</u> 3 当法人は、第1項の目的を達成するために、付随して次の事業を行う。 (1) <u>特定非営利活動として行われる貸付けに該当しないマイクロファイナンスの実施</u> (2) <u>グラミン日本、マイクロファイナンスおよび貧困問題に関する普及啓発活動</u> (3) <u>グラミン日本、マイクロファイナンスおよび貧困問題に関する人材の教育、育成</u> (4) <u>グラミン日本、マイクロファイナンスおよび貧困問題に関する調査、研究</u>	

	(5) <u>グラミン日本、マイクロファイナンスおよび貧困問題に関する教育、研修、セミナー、講演会等の実施</u> (6) <u>グラミン日本、マイクロファイナンスおよび貧困問題に関する出版物等の執筆、発刊</u> (7) <u>グラミン日本、マイクロファイナンスおよび貧困問題に関する情報提供、政策提言</u> (8) <u>グラミン日本、マイクロファイナンスおよび貧困問題に関する支援団体、研究・教育機関、企業等との連携・協力</u> (9) <u>その他前各号に関連する事業</u> 平成30年 6月10日変更 平成30年 6月11日登記
	(目的・理念・事業) 1 当法人は、貧困その他生活に困窮する者に対する少額の貸付けその他の金融サービス（以下「マイクロファイナンス」という。）及びそれに付随・関連する活動の推進を通じて貧困の解消に貢献することを目的とする。 2 当法人は、ユネス・ソーシャルビジネス7原則（①利益の最大化ではなく、社会問題の解決こそが目的であること、②財務的に持続可能であること、③投資家は投資額を回収するが、それ以上の配当は分配されないこと、④投資額以上の利益は、ソーシャルビジネスの拡大や改善のために使うこと、⑤環境へ配慮すること、⑥スタッフは標準以上の労働条件・給料を得ること、⑦楽しみながら仕事をする）に基づいて運営を行う。 3 当法人は、第1項の目的を達成するために、主たる事業として、次の特定非営利活動として行われる貸付けとしてのマイクロファイナンス及びそれに付随・関連する活動を行う。 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) まちづくりの推進を図る活動 (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 (4) 子どもの健全育成を図る活動 (5) 経済活動の活性化を図る活動 (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 4 当法人は、第1項の目的を達成するために、付随して次の事業を行う。 (1) 前項に該当しないマイクロファイナンスの実施及びそれに付随・関連する活動 (2) グラミン日本、マイクロファイナンス及び貧困問題に関する普及啓発活動 (3) グラミン日本、マイクロファイナンス及び貧困問題に関する人材の教育、育成 (4) グラミン日本、マイクロファイナンス及び貧困問題に関する調査、研究 (5) グラミン日本、マイクロファイナンス及び貧困問題に関する教育、研修、セミナー、講演会等の実施 (6) グラミン日本、マイクロファイナンス及び貧困問題に関する出版物等の執筆、発刊 (7) グラミン日本、マイクロファイナンス及び貧困問題に関する情報提供、政策提言 (8) グラミン日本、マイクロファイナンス及び貧困問題に関する支援団体、研究・教育機関、企業等との連携・協力 (9) グラミン日本、マイクロファイナンス及び貧困問題に関する職業紹介事業 (10) その他前各号に関連する事業 令和 2年 7月10日変更 令和 2年 7月16日登記

役員に関する事項	[redacted]		
	代表理事	菅 正 廣	
	[redacted]		平成30年11月29日重任
	代表理事	菅 正 廣	令和 1年11月 5日登記
			令和 1年 9月30日辞任
			令和 1年11月 5日登記
	[redacted]		令和 1年10月 1日就任
	代表理事	百 野 公 裕	令和 1年11月 5日登記
	[redacted]		令和 2年12月24日重任
	代表理事	百 野 公 裕	令和 3年 2月17日登記
	[redacted]		令和 3年12月20日住所移転
	代表理事	百 野 公 裕	令和 4年 1月11日登記
	理事	菅 正 廣	
	理事	菅 正 廣	平成30年11月29日重任
			令和 1年11月 5日登記
	理事	菅 正 廣	令和 2年12月24日重任
			令和 3年 2月17日登記
			令和 3年 1月31日辞任
			令和 3年 2月17日登記

	<u>理事</u>	<u>多 賀 俊 二</u>	令和 1 年 8 月 3 1 日辞任
			令和 1 年 9 月 1 7 日登記
			辞任の登記
			令和 1 年 1 1 月 5 日抹消
	<u>理事</u>	<u>多 賀 俊 二</u>	令和 1 年 1 1 月 5 日抹消 により回復
	<u>理事</u>	<u>多 賀 俊 二</u>	平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日重任
			令和 1 年 1 1 月 5 日登記
			令和 1 年 8 月 3 1 日辞任
			令和 1 年 1 1 月 5 日登記
	<u>理事</u>	<u>白 瀧 征 人</u>	平成 3 0 年 3 月 1 5 日就任
			平成 3 0 年 6 月 1 1 日登記
	<u>理事</u>	<u>白 瀧 征 人</u>	平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日重任
			令和 1 年 1 1 月 5 日登記
	理事	白 瀧 征 人	令和 2 年 1 2 月 2 4 日重任
			令和 3 年 2 月 1 7 日登記
	<u>理事</u>	<u>百 野 公 裕</u>	平成 3 0 年 5 月 2 0 日就任
			平成 3 0 年 6 月 1 1 日登記
	<u>理事</u>	<u>百 野 公 裕</u>	平成 3 0 年 1 1 月 2 9 日重任
			令和 1 年 1 1 月 5 日登記
	理事	百 野 公 裕	令和 2 年 1 2 月 2 4 日重任
			令和 3 年 2 月 1 7 日登記

	理事	兒 玉 久 実	令和 1 年 9 月 1 日就任
			令和 1 年 9 月 1 7 日登記
	理事	兒 玉 久 実	令和 2 年 1 2 月 2 4 日重任
			令和 3 年 2 月 1 7 日登記
	理事	シェーファー・平ダーヴィッ ド	令和 1 年 9 月 1 日就任
			令和 1 年 9 月 1 7 日登記
	理事	シェーファー・平ダーヴィッ ド	令和 2 年 1 2 月 2 4 日重任
			令和 3 年 2 月 1 7 日登記
	理事	中 川 理 恵	令和 4 年 4 月 1 日就任
			令和 4 年 4 月 1 8 日登記
	理事	高 橋 歌 織	令和 4 年 4 月 1 日就任
			令和 4 年 4 月 1 8 日登記
	監事	井 上 陽	平成 3 0 年 5 月 2 0 日就任
			平成 3 0 年 6 月 1 1 日登記
			令和 2 年 9 月 1 3 日辞任
			令和 2 年 1 0 月 2 1 日登記
監事	兒 玉 久 実	平成 3 0 年 5 月 2 0 日就任	
		平成 3 0 年 6 月 1 1 日登記	
		令和 1 年 8 月 3 1 日辞任	
		令和 1 年 9 月 1 7 日登記	
監事	大 倉 然	令和 1 年 9 月 1 日就任	
		令和 1 年 9 月 1 7 日登記	
監事	大 倉 然	令和 2 年 1 2 月 2 4 日重任	
		令和 3 年 2 月 1 7 日登記	
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定			
理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 当法人は、上記の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事			

	会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関する事項	監事設置法人
登記記録に関する事項	設立 平成29年 8月 9日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局管轄)

令和 4年10月18日

東京法務局
登記官

小 山 田 実

